

令和5年3月31日（金）

保護者の皆様

群馬県立太田東高等学校
校長 榎本 功

新学期以降の学校におけるマスク着用について

春暖の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動に御理解と御協力を賜りまして、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係るマスク着用の考え方の見直しについて、下記のとおり、県教育委員会より通達がありました。引き続き感染防止対策を講じながら教育活動に取り組んで参りますので、御理解と御協力のほどお願い申し上げます。

記

1 マスク着用の基本的な考え方について

- (1) 生徒及び教職員にマスクの着用を求めないことを基本とする。ただし、マスクの着脱を強いることのないようにする。
- (2) 登下校で混雑した電車やバスに乗る場合や、校外学習で医療機関や高齢者施設等を訪問する場合には着用することが望ましい。
- (3) 感染リスクが比較的高い学習活動や部活動等では、教室等の換気を行ったり、大声の会話や向かい合っでの発声を控える等の感染症対策を講じる。
- (4) 咳やくしゃみの際には、マスクを着用したり、ティッシュやハンカチで口や鼻を押さえる等の咳エチケットを行う。

2 昼食等をとる場面における対策について

- (1) 食事前後の手洗いを徹底するとともに、大声での会話を控え、会話中に飛沫を飛ばさないように注意する。
- (2) 黙食は求めないことを基本とする。ただし、原則として、机を向かい合わせにしない。机を向かい合わせにする場合には、対面の生徒の間に一定の距離（1メートル程度）を確保する等の措置を講じる。

3 出席停止の取扱いについて

出席停止の取扱いは変更なく、当面は次のとおりとする。

- ・陽性者
- ・感染者の濃厚接触者
- ・濃厚接触者に特定されていない場合であっても、学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、手洗い等の手指衛生や咳エチケット、換気等の基本的な感染対策を行わずに飲食を共にした者等
- ・生徒等に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられるとき 等